長与町農業委員会会議録

令和３年９月２７日

注：発言の内容については、その要旨を記載しております。
個人情報に関する部分については、内容を〇又は（）に置き換えています。

長与町農業委員会

令和３年９月農業委員会総会

１．日時　　令和３年９月２７日（月）　　９時３０分から１１時３０分

２．場所　　長与町役場４階第１委員会室

３．農業委員会委員　　出席委員（１２名）

会長　　１番　水谷　勉

会長職務代理者　　２番　渡邉　章三

委員　　３番　原田　成信　　４番　崎山　光子　　５番　永田　好紀

６番　岡﨑　道子　　７番　原口　司　　８番　山本　忠典

９番　益冨　雅彦　　１０番　柳原　厚志　　１１番　山口　多美子

１２番　原田　正利

４．農業委員会委員　　欠席委員（０名）

５．農地利用最適化推進委員　　出席委員（８名）

１番　永冨　義徳　　２番　尾﨑　明光　　３番　田中　光夫

４番　山口　健士　　５番　増田　博光　　６番　坂口　勝利

７番　坂本　謙二　　８番　坂本　秀哉

６．農地利用最適化推進委員　　欠席委員（０名）

７．議事日程

第１　　議事録署名委員の指名　　８番　山本　忠典　　９番　益冨　雅彦

第２　　第１号議案　農地法第５条の規定による許可申請について

第３　　第２号議案　農用地利用集積計画について

第４　　第３号議案　非農地判断について

８．農業委員会事務局職員

事務局長　　福本　美也子

農政農地係長　　森　雅之

農政農地係主任　　松本　あゆ子

事務局　皆さん、こんにちは。総会の開催に先立ち報告いたします。

長与町農業委員会総会規則第６条により、総会は在任委員の過半数の出席をもって成立することとなっております。

本日は、委員１２人中１２人の出席をいただいており、過半数を超えておりますので、総会が成立することを報告いたします。なお、農地利用最適化推進委員は、８人出席でございます。

それでは、ここからの議事の進行につきまして、水谷会長よろしくお願いいたします。

議　長　皆さんおはようございます。暑さ寒さも彼岸までということで、非常に暑かった今年の夏がいよいよ涼しくなる時期になりまして、稲刈り、極早生のみかん取りが始まる時期になりました。先月は推進委員の皆さん方は、コロナ対策で出席をしない形で会議を開きましたけども、どうにか終息の方向が見えてきたような感じがします。年が明ければ皆さん方とも一緒に研修をしたり、そういうことも大事にしながら頑張っていきたいと思っております。今年の夏は皆さん方に、８月から農地調査に入っていただきましたけど、９月でほとんど調査が終わったみたいです。皆さん方、暑い中、現地調査をしていただき本当にありがとうございます。現状を目の当たりにして皆さん方も思われるでしょうけど、年々荒廃地が進んでいくわけですけども、その中で国のほうがですね、今度新たに、最適化推進委員は年間１５０日以上活動しなさいという形の指示が出てきました。要するに国も農地の集約がなかなかできなかったり、荒廃地が進んでいくということに懸念をして、そういうことが出てきたみたいです。我々は、ある意味自分の本業を持ちながら、公職としてボランティアをしているというふうに捉えているわけですけども、それが何かあたかも当たり前の仕事のように言われるとちょっと。やっぱり、公職である限りはそれに向かって頑張りますけども、活動日数というのは、皆さん方が自分の本業もしながらですので。これについても、ちゃんと国にも伝えていきたい。今まで長年農地を守ってきたのは誰なのか。農家と農業委員さんではないかと私たちは思っているんです。そういうことで、我々の役割をどう今後進めていくかということについても、協議をしていきたいと思っております。

議　長　それでは、令和３年９月の農業委員会総会を開催いたします。

まず、始めに日程第１の農業委員会総会規則、第１８条の規定によりまして、議事録署名委員を２人指名いたします。８番　山本忠典委員、９番　益冨雅彦委員を指名いたします。

日程第２、本日は、第１号議案　農地法第５条の規定による許可申請が１件、第２号議案　農用地利用集積計画が１件、第３号議案　非農地判断について、が出されています。

では、日程第２　提出された議案の審議に入ります。

第１号議案　農地法第５条の規定による許可申請について、事務局から説明をお願いします。

事務局　それでは第１号議案　農地法第５条の規定による許可申請について、議案書の１ページをお開きください。

整理番号７、申請地は　長与町高田郷（地番）、地目は田で１３９㎡。同じく、（地番）、地目は田で２３０㎡。同じく、（地番）、地目は田で７４９㎡。同じく、（地番）、地目は田で５８０㎡。同じく、（地番）、地目は田で２２５㎡。合計５筆で１，９２３㎡です。農地区分は、５筆とも農用地区域外です。申請者は、譲渡人が、長与町高田郷（地番）、（氏名）さん。譲受人が、長与町髙田郷（地番）、（会社名）取締役（氏名）さんです。申請目的は、売買による所有権移転です。施設の概要は、資材置場で、所用面積は１，９２３㎡です。備考欄に記載のとおり、譲受人は、板金等工事業を営んでおり、このたび、事業拡大のために必要となる資材置場を新たに確保するため、事業所近隣にある申請地を購入するものです。市街化調整区域となります。

ここで、本日配布している、資料№１の土地利用計画図をご覧ください。置く資材ごとに色分けされておりまして、足場用の資材や断熱材、ブリキ鉄板を置く計画となっています。土地の整地については、形状が、図面の右から左へ傾斜がついているため、図面の右側を最高５０センチ盛土を行います。通路と駐車スペースには、砂利を敷く計画です。また、この場所は、図面でいうと上側、北側に町道が通っておりまして、道路沿いの土地になります。そのため、図面に囲い塀と記載がありますように、車の通行を妨げないように、道路との境に、防護柵を設置します。雨水排水については、オレンジと緑の部分は、図面下側にある既設の水路へ放流します。そして、図面右手の青色の部分は、町道側にある既設の集水桝へつなぎ、横断溝へ放流する計画です。なお、この農地の立地基準は、第２種農地、一般基準としては、書類と現地での確認の結果、周辺農地への支障については、問題ないと判断しております。

議案書にお戻りください。土地の所在を説明します。２ページをお開きください。広域の地図となりますが、高田郷の〇〇団地への入り口から、８００ｍほど上った、図面左上の赤色で表示してある場所が、申請地　申請地の５筆です。なお、農地の正確な形状等につきましては、３ページに字図を添付しておりますので、ご確認いただければと思います。

以上です。

議　長　ただ今の説明に関連して、現地確認を行っていますので、推進委員さんから説明をお願いします。

山口健二　推進委員。

推進委員４　番　９月２１日に森係長と立ち会いで、現地確認をいたしました。特に問題点っていうのはないんですけど、〇〇団地の道路が非常に狭いので、（譲受人）の仕事の性格上、長物の運搬が多いので、多分４トン車あたりがしょっちゅう出入りするんじゃないかと、そういうちょっと懸念があります。と申しますのは、今この道路というのが、（町名）への抜け道と

して非常に最近車の通行量が増えております。軽自動車がやっと離合できるようなところが２００ｍぐらい続いておりまして、途中にちょっとした離合場所は作っておりますけど、そこへ今後４トン車が入ってきた場合どうかなと。これは農地の許可申請には、直接該当しないと思いますけど、その辺がちょっと懸念されると。あと排水については、既設の排水路を使って、既設の側溝に流すようにされております。ただ一部暗渠にして通すということですけど、ここは結構枯れ葉落ち葉がつまりやすいような状況で、そちらの暗渠排水の管理っていうのは問題になるんじゃないかとは思います。一応５条に基づく申請については異存はないと判断いたしました。以上です。

議　長　　続きまして、担当農業委員さんお願いします。
６番　岡﨑　道子　農業委員。

６　番　　９月１６日の９時半から、局長、森さん、水谷さん、岡崎と業者の人２人、現地確認をしました。小さな水路があるんですけど、その横から水が出ていて水路にほとんど乗っていなかったので、水のほうをちゃんとしてくださいっていうことをお願いしたことと、今、（氏名）さんは入院されているそうで、引継ぎとかうまくいっているのかなという心配をしました。隣接する土地もあるのできちんとしてほしいと思っております。あとは問題ないと思います。よろしくお願いします。

１　番　　この件については私も立会いをしてですね、当初、囲いのフェンスもなかったんです。ここのフェンスについては、表のですね、道路がありますけど、そこに横付けしてやられると困りますよという形で、囲いのフェンスをしなさいという指導と、それから、入るときにはですね、ずっと上のほうに行って、資料№１の上のほうに縦道が、灰色の道路が入っていますけど、上に登ってそこから入りなさいという指導。あとはもともと田んぼだったんで、水がずっと出ています。これについては、岡﨑さんが言いましたように、取水升を２か所作って、ボックスを作ってグレーチングでかぶせなさいという指導をしたところでした。今、山口委員がおっしゃるように、一般道路の通行が厳しいところですから、必ず横づけして、そこからの積み下ろしをするなという、この指導だけはしていきたいというふうに思っていますので。そういうことで、一応、ここを建設される（氏名）さんについては、そういう旨を指導したところです。それから、（譲受人）は、前の時にも下の方が、資材置場という形で順次拡張されているようですので、そこら辺の状況を聞いたらやっぱりこれだけのスペースがいるんだという事を聞いております。以上私のほうからも補足説明をしたいと思います。

議　長　　説明が終わりましたが、ご意見・質問はありませんか。
柳原委員どうぞ。

１０　番　　ちょっとお聞きしたいんですけど、この場所は市街化調整区域ですよね。これは農業以外にこういった資材置場に転売をできるんでしょうかね。私は長い間農業委員をしていますけど、こういったケースはあまりなかったもんだから、ちゃんとお聞きしたいんですけど。

議　長　　事務局から見解をお願いします。

事務局　　柳原委員さんのご質問なんですけども、調整区域に資材置場として転用ができるかということなんですが、それで転売ができるかということのご質問ですよね。それについては特に何も縛りはありません。今回の申請があった際に、申請者に対しては、調整区域の中に計画をされるので、長崎振興局の方に相談に行ってくださいという事で話を差し上げて、それで露天で資材を置くっていう、資材置場として使うんであれば、特に何も制限はないということで言われております。それとその転売という言い方はちょっと変なんですけども、転用許可が下りてその資材置場がされた後に転売っていうのは、もう農業委員会の手から離れるということで理解していただければいいと思います。以上です。

議　長　　法的な根拠としては問題ないっていう事務局の発言ですけども。上物がないというのが一つかなということで判断をしてるんですけども、そういう事で柳原さんいいですか。

１０　番　　はい。一応そしたら法的には問題がないという事ですよね。私も現地を一応見たんですけど、ここは前のたんぼの状態ではなくて盛土をしているところですよね。盛土をして、平たく道よりも少し高くなっていますよね。先ほど排水の問題を言われましたけど、盛土をしてあそこは谷間になっていますから、そして下は住宅地がありますので、今問題になっている熱海の盛土が崩れて、死者も出るような災害が出ますので、今後、盛土がたくさんあって下に住宅地がある場所については慎重審議をして、やはり農業委員会としてきちんとチェックはしながら進めてまいらなければならないと私は思ったんです。大変勉強になることばっかりで、どうもありがとうございました。

議　長　　この件についてはですね、この別冊の図面の下のほうに線が入っていますね、赤溝、赤道、それからこの地番の分筆の図面。これは個人的に土地を提供されて、拡幅されたっていうことです。そのあとモデル事業で、ここの上のほうの道路が出来てきた。そのとき、もともと田ですから、多分道路をつくるときに盛土したんじゃないかなと、その道路の残土を。私の判断ですけどね。ところが、一番下のところに水が出てくる。もともと田んぼ

ですから、出水がするところ。そこだけはちゃんとしなさいよという指導をしてきました。農地調査をされて、現状どうだったか、山口さんと岡崎さん、その盛土の状況がいつぐらいからどうだったかっていう事、わかりますか。

６　番　　ここに来てもう３０何年ですけど、もうあの状態だったので、草が生えているだけで平らな土地で、盛土まではしてないと思います。

推進委員
４　番　　盛土の規定というのが、通常の土木造成上の規定では、平米数に対する何立米っていう土砂搬入と、傾斜角度です。盛土の傾斜が最大３０何パーセントって、それ以下では盛土って言わないんですよ。だからこの場所は専門的に言えば盛土には当たらない造成地って土木事務所では判断しているみたいですよね。

議　長　　はい、ありがとうございます。道端であるし、かなりきれいに管理をされているなという感じがしましたね。いざ農地に戻せって言えば、戻れる状態かなあと。この件についてほかにご意見ご質問ありませんか。はい。渡邉委員どうぞ。

２　番　　５条だから農地から農地ではないけども、取得してから資材置場にするという場合に、農地の取得の３千㎡の要件は関係ないのかな。

議　長　　事務局どうぞ。

事務局　　今回売買をするにあたって、（譲受人）が、農業者として必要な３千㎡をクリアしなくていいのかというご質問でよろしいですかね。今回は５条ですので、農地を農地以外のものにするという農地転用です。それで、農業者として３千㎡が必要ですよというのは、農地を農地として購入したり借りたりする場合なので３条の時に影響しますので、今回の５条につきましては農業者以外の方でも問題ございません。おっしゃっている３千㎡の制限というのは５条についてはございません。

議　長　　いいですか。３条じゃなくて５条だということです。

２　番　　はい。

議　長　　ほかにありませんか。
はい。崎山委員。

４　番　　先ほど岡崎委員も心配されていましたけど、（氏名）さんは入院中ということで、こういうときはどういう書類のやり方をなさるんでしょうか。

議　長　　建設が会社で法人ですから、個人が入院云々という事については別に問題ない。これはただ、造成について（工事会社）がやられるということです。会社組織ですから、それは入院されても会社としてやられるだろうと。その指導はちゃんと伝わるというふうに思っております。なんでこういうふうになったかというと、図面を出しなさいということで、私のほうからも指摘をして、図面がないと約束事になりませんから。だから、ここで、農業委員会で、図面を出せば、その通りに施行されるものと。それがされなければ農業委員会から指摘をするという形になります。
いいですか。はい。ほかにありませんか。
はい、原口委員。

７　番　　参考までに購入価格を教えてください。

議　長　　はい、森係長。

事務局　　○○円です。

議　長　　はい渡邉委員。

２　番　　これは調整区域ですから、雨除けの下屋とかはしないんでしょう。

議　長　　確認をしましたけども、建屋は当然、調整区域は建てられない。資材をユニックとか積んできて、そこに足場、それからいろんな発砲スチロール等のですね、そういうものを置くということで聞いておりますので。建屋については当然だめだと。

議　長　　原田委員、どうぞ。

３　番　　今建物の話が出ていますけど、万が一許可を出してその後建物を建てた場合、そういったところの指導はもう、農業委員会としては関係ないのですか。

議　長　　事務局どうぞ。

事務局　　今回の申請は、露天の資材置場として申請をされて、それで今後許可をもらいます。もらった後は、雑種地か何か地目を変えられると想定されますので、あとは、上物を建てる際は、柳原委員さんの質問のときにちょっと触れたんですけども、長崎振興局の建築課の方で相談をしていただくということで。場合によっては申請していただかないといけないという感じになるかと思います。

議　長　　例えば、パイプハウスは基礎がないから建屋とは言わないんですけども、建築物という形になったときにですね、基礎を作って上に乗せたとき、プレハブをつくるとか、そういうふうになると、違法建築という形で指導が入ると思います。以上です。他にありませんか。
　はい。尾崎委員。

推進委員
２　番　　盛土の件で参考に教えていただきたいんですけど。通路は、砂利補装となっていますけど、それ以外は何も書いてないので、土の整地だと思うんですけど、縦断と横断の図面を見て、まず勾配のパーセントを書いてない。目視でも、道路に向かって斜め方向にかなり勾配がついいていると思うんですけども、こうした場合、土での整地でやった場合、町道側の方に多分側溝があると思うんですけど、そちら側に、泥がかなり流れこむ可能性があるんじゃないかと思います。その辺はどういうふうなことかちょっと確認のためにお聞きします。

議　長　　今言ったように、このときにも横断縦断図面を出しなさいということも指摘をして、これでは寸法が入ってないんで、勾配がですね、見えないようですけども、かなり地なりの勾配でずっと持っていくという形です。ただ、入り口が３か所ありますね、緑のところ、それから黄色のところが２か所。ですから、この点についてはやっぱり入り口の舗装とか

水切りのグレーチングとかというのは確かに必要じゃないかなという感じが私もします。これは、後でちょっと指導をしなければいけないんじゃないかなという感じがしますけども。今のところは砂利舗装と地なりという考え方、今の土を転圧してという考え方です。ただ、この進入路については車両については、舗装をさせるべきじゃないかなという感じがします。

事務局　申請者の方がおっしゃっていたのがですね、その転圧っていうか表面ですね。路面、地盤に、防水シートを張るということで説明がありました。

議　長　防水というより、草が生えない防草シートだろうと思います。防水だったら、ますます水が流れるので。メッシュの黒いやつかなと想定します。そこら辺どうですかね。当然道路に土砂が流れ込めない指導をしなければいけないと思います。もし何か手法でこういうのはいいかなということであれば指導を、山口さんどうですか。

推進委員４　番　通常は路盤安定剤っていうシートを、転圧の上にそれを敷けば固定するっていうことで、簡易補装するときとか法面の補強する時は、そういう資材を主に使っております。また、その上からスタビライトというセメントの一種の硬化剤なんですけどそれを撒いて転圧しとけば、ほとんど土砂の流出っていうのは、雨なんかでは防げるように、今までの工法ではそういう主な処理の仕方としてやっております。

議　長　ありがとうございました。一応こちらからの許可のですね、条件の中に付してですね。こっちの町道に流出しないということを明記していきたいと思いますが、それでいいですか。はい、原田委員どうぞ

３　番　もう一つ確認といいますか。今回許可申請が出ている方側がですね、農道のところは側溝がないんですよ。なので、今会長さんのお話があったように、できるだけもう排水を反対側の方。桝がありますので、そういうふうな方法を取っていただければと。結構これが道路にくれば全部勾配で流れる。下の方から見れば左勾配になっていますから。そういう指導もしていただければと思います。

議　長　はい。それでは条件をですね、こっちに小さい道路がありますけどそっちの方向に勾配を向けて、雨水をなるべく少なくするということと、町道については、土砂の流入を塞ぐということを、附帯条件とするという形で提案をしてみたいと思いますがどうですか、いいです

か。はい。それではこの件について、ほかにご意見・質問はありませんか。

【意見･質問無し】

議　長　　ご意見・質問並びに審議を終了いたします。

農地法第５条の許可申請を、県へ進達することについて、農業委員の挙手で賛否をとります。農地法第５条の許可申請を今の事を附帯として、進達することに異議のない方挙手をお願いします。

事務局　　【挙手を確認、議長に報告】

議　長　　はい、ありがとうございます。挙手された農業委員が１２人全員で、過半数を超えていますので、この２件を附帯条件として、県に進達することに決定いたします。

続いて、第２号議案　農用地利用集積計画について審議に入りますが、農業委員会等に関する法律第３１条の「議事参与の制限」に該当することを、先に申し上げます。従いまして、〇〇委員におかれましては、一旦退席をお願いします。

（〇〇委員退席後）

議　長　　事務局より１件目について、説明をお願いします。

事務局　　それでは第２議案　農用地利用集積計画についてご説明します。第２号議案の１ページから２ページについては、説明を省略させていただきます

議案書の３ページをお開きください。１件目です。利用権の設定を受ける者の氏名及び住所は、（氏名）さん、長与町丸田郷（地番）。利用権を設定する者の氏名及び住所は、（氏名）さん、長与町丸田郷（地番）。利用権を設定する土地は１筆で、長与町丸田郷（地番）、現況地目は畑で、面積２０６㎡の内、１９６㎡を借受けます。利用権の種類は、使用貸借権で、具体的な作物名は、果樹です。期間は、令和３年１０月１日から令和１３年の９月３０日までの１０年間です。新規となります。

土地の所在ですが、５ページをお開きください。図面下側に、〇〇団地がありまして、図面中央に引かれている、赤い点線が、郷境です。〇〇団地の一番奥の辺りの、郷境付近にある、赤色で表示してある場所が、申請地、丸田郷（地番）でございます。

以上です。

議　長　　ただ今の説明に関連して、現地確認を行っていますので、委員さんからの説明をお願いします。

１２番　原田正利　農業委員。

１２番　　９月１６日の午前１０時半より、現地確認を行いました。水谷会長と農業委員会から福本さんと森さん、農業委員の崎山さんと私、増田さんとで行いました。園地が（借主）の家のすぐ下にありまして、園はフェンスで囲ってあって陽あたりも良いところです。借りた後は、今更地の状態のところに桃とスモモを植える予定だそうです。それで、園の一部のところに梅の木があるんですけども、そこの梅の収穫管理だけは、（貸主）がするということで、２０６㎡の土地の内１９６㎡ということになっています。以上です。

議　長　　続きまして、４番　崎山光子委員お願いします。

４　番　　原田さんがおっしゃいましたように、一緒に現地確認をさせていただきました。場所的には道路際でとても良いところで、遊休地にしているというのはとてももったいないと思いますし、（借主）がもう、果樹を植えたいと計画的にイノシシ防止のメッシュもされてるようでしたので、問題ないと思います。以上です。

議　長　　説明が終わりましたが、ご意見・質問はありませんか。

【意見･質問無し】

議　長　　それでは、ご意見・質問並びに審議を終了いたします。

説明のとおり、農用地利用集積計画を許可することについて、農業委員の挙手で賛否をとります。異議がない方は挙手をお願いします。

事務局　　【挙手を確認　議長に報告】

議　長　　挙手された農業委員が１２人全員で、過半数を超えていますので、許可することに決定いたします。

退席されている、〇〇委員の入室を事務局から伝えてください。

（〇〇委員　着席後）

議　長　　〇〇委員に申し上げます。申請があった、農用地利用集積計画につきましては、許可することに決定されたことを報告いたします。

議　長　　続いて、第３号議案　非農地判断について、事務局から説明をお願いします。

事務局　　それでは第３号議案　非農地判断についてです。第３号議案の１ページをお開きください。非農地通知対象一覧表でございます。

内容に入ります前に、訂正をお願いします。所有者の住所を、嬉里郷（地番）と記載しておりますが、正しくは（地番）ですので、訂正をお願いします。

それでは内容に入ります。記載の２筆につきましては、山林化が認められるため、現況にあわせ、非農地とすることの判断を上程しております。該当となる土地は、整理番号１、嬉里郷（地番）、面積１，１７５㎡。通知番号２、嬉里郷（地番）、面積７６５㎡の２筆です。２筆ともの農用地です。現況は、どちらも山林化しており、令和２年度の農地利用状況調査の結果もＢ判定となっております。所有者は、（氏名）さんです。

場所ですが、２ページをご覧ください。広域でわかりにくく申し訳ありませんが、図面右手にあります、（集合住宅）の北西の方向の、黄色で表示してある場所が、該当地の２筆でございます。

以上です。ご判断よろしくお願いいたします。

議　長　　ただ今の説明に関連して、現地確認を行っていますので、推進委員さんから説明をお願いします。

坂口　勝利　推進委員。

推進委員６　番　　９月１６日に、今おっしゃったメンバーと現地確認をいたしました。そこは、昔はみかん畑だったんですけど、ずっと耕作放棄地みたいになっておりました。現在は竹がずっと生えてしまって、３分の１ぐらいはカズラが生えておりまして、あとの３分の２ぐらいはほとんど高山になっております。ちょうど私の家の前なんですけど、周りがうちの畑なん

ですけど、カズラなんかがずっと生えてきて、非常に困っておるんですけど。もう山林化で４、５年したらほとんど高山になってしまう、こんな状態でございます。ほかにはたまに崖崩れなんかもあるんですけど、その時は持ち主さんが一応修復をしておるんですけど。今そんな現状でございます。以上です。

議　長　　続きまして、担当農業委員さんお願いします。
　８番　山本　忠典　農業委員。

８　番　　９月２２日に日を改めていただいて、森さんと２人で見させていただきました。今坂口さんが言われたように、ほとんどが竹林のようになっていて、農地として復元するっていうのはもうまず厳しいのかなと思っております。竹というのは浅くはあるんですけど、もう１回生えてしまってからの農地に戻すっていうのは、かなり難しいと思うので、もう非農地として認めてもいいのかなと思っております。以上です。

議　長　　説明が終わりましたが、ご意見・質問はありませんか。

【意見･質問無し】

議　長　　それでは、ご意見・質問並びに審議を終了いたします。
　説明のとおり非農地として判断することについて、農業委員の挙手で賛否をとります。
　異議がない方は挙手をお願いします

事務局　　【挙手を確認　議長に報告】

議　長　　挙手された農業委員が１２人全員で、過半数を超えていますので、非農地と判断することに決定いたします。

議　長　　これからは、報告事項に移ります。
　行事報告を、事務局お願いします。

事務局　【この後、令和３年９月の行事報告が行われた】

議　長　１０月の総会日程について、事務局からお願いします。

事務局　１０月２５日（月）９時３０分からいかがでしょうか。

【異議なし】

議　長　以上をもちまして、長与町農業委員会９月総会を閉会します。